

## 2. 我が国における環境報告の現状

### 1) 環境報告書作成・公表の状況

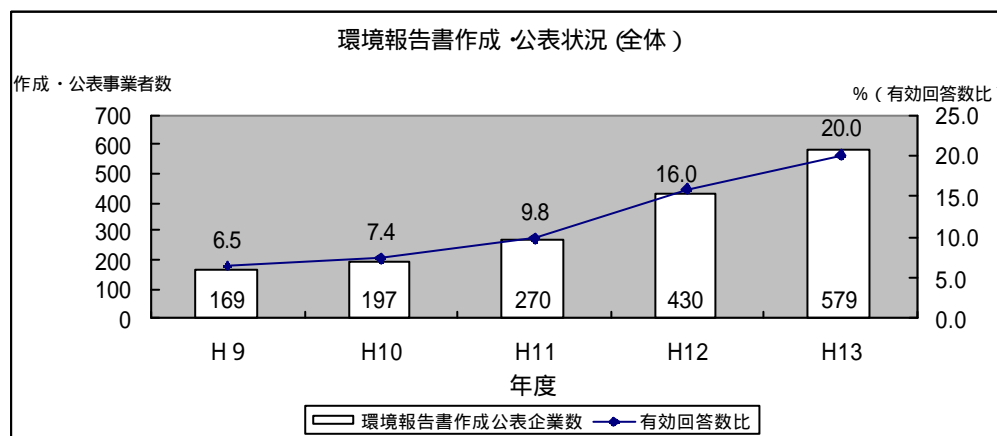
#### (1) 環境報告書作成・公表事業者数の推移

環境省が毎年度実施している「環境にやさしい企業行動調査」\*5の平成13年度の結果によれば、上場事業者では1,291社中386社(29.2%)が、環境報告書を作成・公表しており、平成12年度に比較して112社の増(5.8ポイントの増)となっています。また、今後作成予定の事業者が202社(15.6%)あります。

従業員500人以上の非上場事業者では1,607社中193社(12.0%)が、環境報告書を作成・公表しており、平成12年度に比較して37社の増(1.7ポイントの増)となっており、今後作成予定の事業者が145社(9.0%)となっています。

両者の合計では2,898社中579社(20.0%)が環境報告書を作成・公表しており、347社(12.0%)が作成予定で、平成14年度に環境報告書を作成・公表する事業者は962社(32.0%)になると考えられ、図2に示したように、環境報告書を作成・公表している事業者数とその割合は、年々増えてきています。

【図2：環境報告書作成・公表事業者の推移】



【出所：平成13年度環境にやさしい企業行動に関するアンケート調査報告書(環境省)より事務局作成】

\*5：調査対象は東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業(2,664社)及び従業員500人以上の非上場企業及び事業所(3,716社)。有効回収率は上場企業48.8%、非上場企業43.2%、平成13年度「環境にやさしい企業行動調査」の結果については次のURLを参照。

<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/index.html>

しかし、アンケート未回答の事業者も含めて考えれば、環境報告書を作成・公表している事業者は、上場事業者2,664社中の14.5%、非上場事業者3,716社中での5.2%、両方の合計で9.1%であり、その割合は決して高いとは言えない状況にあります。

さらに、アンケート未回答の事業者で、環境報告書を作成・公表している事業者は、独自の調査結果によれば約100社程度\*6で、これらを加味すると我が国全体で約1,000社（事業者）が、環境報告書を作成・公表しているあるいは作成・公表予定であると推計されます。結果として、アンケート未回答事業者も含めた上場事業者及び従業員500人以上の大手事業者における環境報告書の作成・公表事業者の割合は、全体の2割に満たない16%程度と考えられます。

これらの結果から、環境報告書を作成・公表する事業者の数は、年々、着実に増加してきているものの、その取組割合は全体として低く、取組の社会的公平性を図る意味においても、より一層の普及促進策が必要と考えられます。

## （２）業種毎の環境報告書を作成・公表している事業者の割合

また、環境報告書を作成・公表している事業者の割合は、表1に示したように、業種により大きな差が見られます。

作成・公表している事業者の業種別の割合は、電気・ガス等供給業が76.0%と最も高く、次いで製造業の28.9%、小売業の16.2%などとなっています。逆に割合が低い業種は、金融・保険業が5.3%と最も低く、次いでサービス業の5.5%、卸売業の9.5%などとなっており、これらの業種における取組の促進を図っていくことが必要となっています。

【表1：業種別の環境報告書作成・公表事業者の割合】

業種	作成・公表数	割合（％）	全 体 数
建設業	26	12.6	206
製造業	422	28.9	1460
電気・ガス等供給業	19	76.0	25
運輸・通信業	22	12.7	173
卸売業	14	9.5	148
小売業	37	16.2	229
金融・保険業	7	5.3	133
不動産業	2	13.3	15
サービス業	24	5.5	433
その他	6	7.9	76
合計	579	20.0	2898

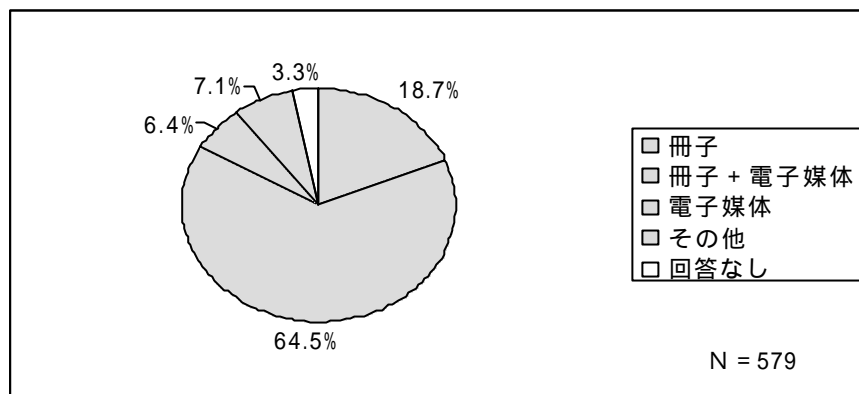
【出所：図2に同じ】

\*6：事務局調べ

### (3) 環境報告書の公表の形態

環境報告書を作成・公表している 579 社における、その公表の形態は、「冊子 + 電子媒体」が最も多く 374 社 (64.6%)、次いで「冊子」が 108 社 (18.7%)、「電子媒体のみ」が 37 社 (6.4%) などとなっています。

【図 3：環境報告書の公表の形態】

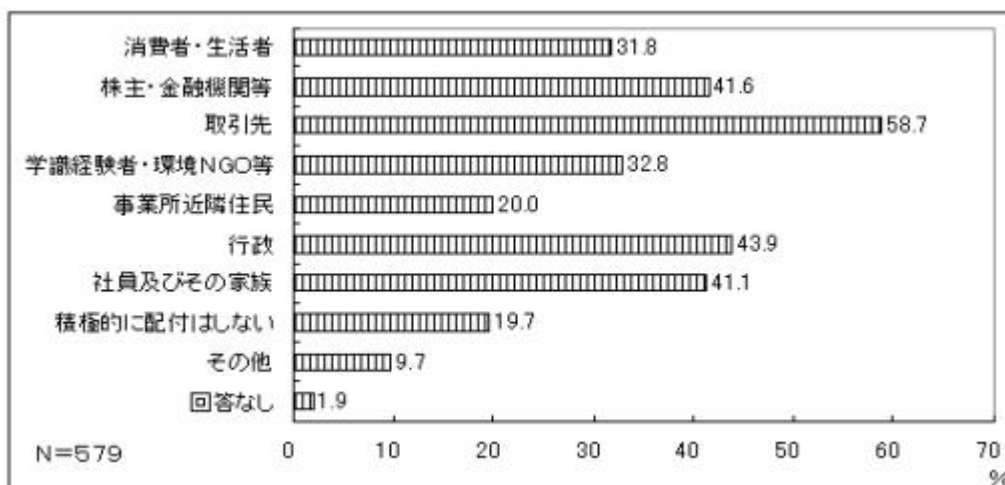


【出所：図 2 に同じ】

### (4) 環境報告書の活用方法

環境報告書を作成・公表している 579 社における、その活用方法は (複数回答)、要求があった場合に提供する他、「取引先に配付」が最も多く 340 社 (58.7%)、次いで「行政に配付」が 254 社 (43.9%)、「株主・金融機関・投資家に配付」が 241 社 (41.6%)、「社員及びその家族に配付」が 238 社 (41.1%) などとなっていますが、「積極的に配付していない」との回答も 114 社 (19.7%) ありました。

【図 4：環境報告書の活用方法】

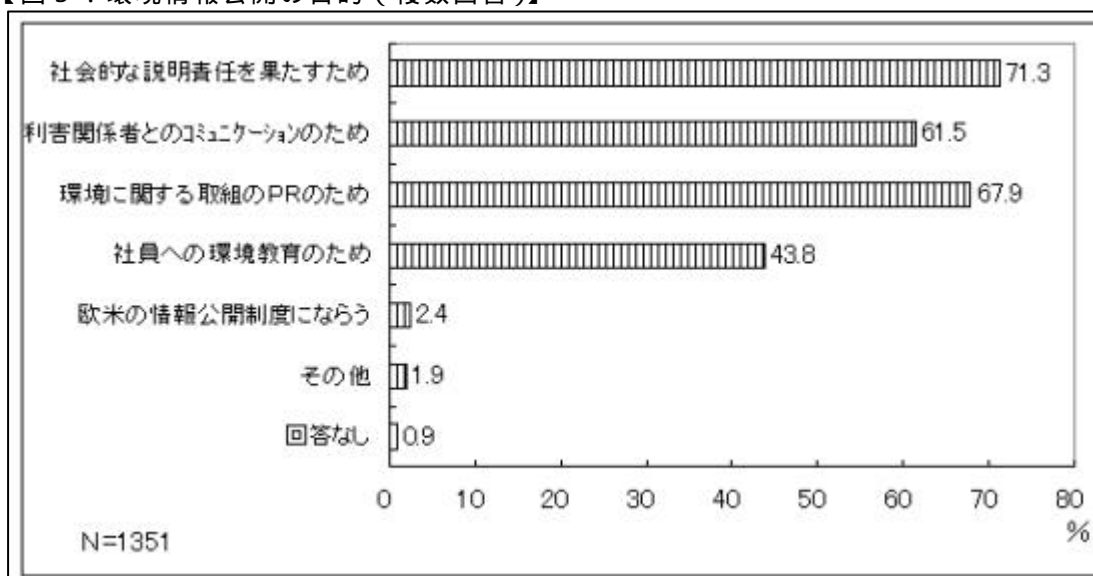


【出所：図 2 に同じ】

### (5) 環境情報公開の目的

環境報告書のみならず、パンフレット、会社案内、さらには施設見学等の何らかの形で環境情報を公開している事業者は「環境にやさしい企業行動調査」回答企業 2,898 社の 46.6 % に当たる 1,351 社でしたが、これらの事業者における環境情報公開の目的は（複数回答）、「社会的な説明責任を果たすため」との回答が最も多く 963 社（71.3 %）、次いで「環境に対する取組の PR のため」が 918 社（67.9 %）、「利害関係者とのコミュニケーションのため」が 831 社（61.5 %）などとなっています。

【図 5：環境情報公開の目的（複数回答）】



【出所：図 2 に同じ】

## 2) 環境報告書における環境情報の記載状況

作成・公表されている「環境報告書における環境情報等の記載状況調査」の結果によると\*7（調査結果の詳細は、資料 1 を参照）、「経営責任者の緒言」及び「環境保全に関する経営方針・考え方」はほとんどの環境報告書に記載されており、緒言の中では“環境問題への認識”、“取組の成果及び達成状況”、“今後の課題”については、高い割合で記載されていました。

「環境保全に関する目標、計画等」も多くの環境報告書で何らかの記載があり、特に“中長期目標”及び“実績等の総括データ”は、高い割合で

\*7：環境省「環境報告書ガイドライン（2000 年度版）」の、「環境報告書に必要と考えられる項目」18 項目、及びそれぞれの項目の細目としての「重要な記載内容」64 事項、「業態により重要となる記載内容」35 事項に基づき、200 社の 2001 年（度）版環境報告書におけるそれぞれの記載状況を調査

記載されています。また「環境会計情報」も多くの環境報告書で記載されていました。

「環境マネジメントシステムの状況」については、ほとんどの報告書で“全社的な構築・運用状況”及び“組織・体制の状況”が記載されていました。

「環境負荷の低減に向けた取組の状況」及び「環境負荷等のデータ」については、“総エネルギー消費量”、“エネルギー使用量低減対策”及び“廃棄物低減対策等”は、高い割合で記載されていました。

作成・公表されている環境報告書における環境情報の記載項目は、比較的充実していると判断でき、環境省が「環境報告書ガイドライン」等を策定したことにより、今後、より一層の充実が期待できると考えられます。

【表2：環境報告書における環境情報の項目別の記載状況】

(記載している報告書の割合、単位：%、N = 200)

環境報告書に必要と考えられる項目	重要な記載内容	記載している報告書の割合
経営責任者緒言	環境問題への認識	96.0
	取組の成果・達成状況	95.5
	今後の課題	94.0
環境保全に関する経営方針・考え方	経営方針	98.5
	制定時期	70.5
環境保全に関する目標・計画等の総括	中長期目標	68.0*
	実績等の総括データ	84.5*
環境会計情報の総括	環境保全コスト	85.5*
環境マネジメントシステムの状況	全社的な構築・運用状況	96.5
	組織・体制の状況	96.0
環境負荷の全体像	環境負荷の全体像	58.0
環境負荷の状況及び環境負荷の低減対策	総エネルギー消費量	74.5*
	同低減対策	98.5
	廃棄物総排出量	69.5
	廃棄物の低減対策	97.5

\*：何らかの形で記載されている「一部記載あり」を含めた数字

### 3) 環境報告書を作成しない理由

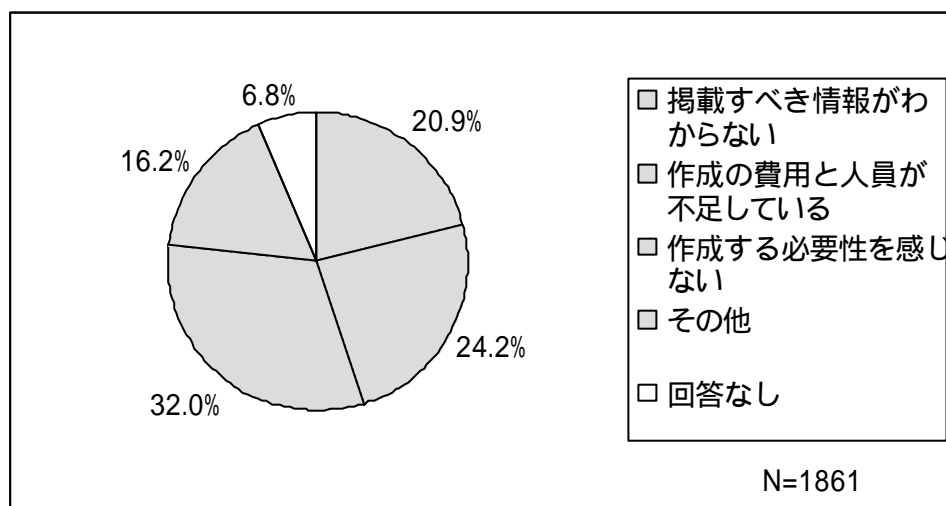
「環境にやさしい企業行動調査」に回答した2,898社の内、環境報告書を作成していない1,867社におけるその理由は、「環境報告書の作成の必要性を感じないため」との回答が最も多く595社(32.0%)、次いで「環境報告書を作成するための費用と人員が不足しているため」が450社(24.2%)、

「環境報告書に掲載すべき情報がわからない」が 389 社（20.9 %）などとなっています。

現時点では、取引先、株主、金融機関等から環境報告書の提出を求められたり、その作成・公表を取引条件とされたりすることはほとんどないと考えられ、このことが環境報告書の普及が今一步進まない大きな原因と考えられます。

また、逆に利害関係者が環境報告書の作成・公表を取引条件としない理由は、社会的な説明責任に関する認識が十分に浸透していないこと、環境報告書以前に国際規格が発行されている環境マネジメントシステムの構築をまず求めていること、環境報告書に記載されている情報の比較可能性や信頼性がまだまだ低く、環境報告書によって事業者比較や評価が十分にできないこと、等が考えられます。

【図 6：環境報告書を作成しない理由】



【出所：図 2 に同じ】